

協会では協会員の法令遵守態勢の確立・維持と業務上の課題解決のため
協会員向けに様々なサービスや支援を提供しています。

業務における課題

社内規則の作成・変更	貸金実務に関する 業務相談	広告審査(指導・支援)
業界動向・情報	登録・更新手続き	貸金業関係法令等の 学習支援プログラム
業務用書式等の提供	反社勢力への対応 (反社データベースの整備支援)	資金需要者等からの 相談・苦情等の対応



《 協会員向けに提供するサービス・支援等の概要 》

コンプライアンス関連	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規則の作成支援 ・貸金実務の問題解決支援 ・広告審査(支援・指導) ・特定照会情報サービス(反社情報)
協会員専用ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、届出書、各種業務用書式等の様式をダウンロード可能 ・法令・判例等検索システムを無料で提供 ・業務用書式等の提供等
業界・業務関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の機関誌 JFSAnews(毎月発行)、季刊JFSA(年3回) ・法改正に伴う業務上の注意点等、業務に必要な知識を提供
登録申請支援 行政協力事務	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金業者登録(新規・更新)時に社内規則や提出書類の作成支援 ・行政庁に提出する届出書や報告書の作成などについて支援
監査による指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・監査によるきめ細やかな指導・支援
広告審査・協会ロゴマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向け無担保無保証貸付のTVCM、新聞・雑誌、電話帳広告の事前相談・事前審査(※無担保無保証以外も相談可能) ・協会員であることを示すロゴ・シンボルマークの使用が可能
従業者の個別研修・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援プログラム「JFSA-Learning」を無料で提供 (インターネットを利用した協会独自開発のeラーニングです。)



協会員の業務の円滑化や適正な運営を推進させることで
安心・安全に利用できる貸金業界を目指します

協会未加入の方への支援制度ご案内

日本貸金業協会では、登録申請手続で困られている新規登録の業者や協会未加入の貸金業者を対象に、法令に則った申請手続が円滑にできるように支援制度を設けています。

登録申請書の作成だけでなく、貸金業法・監督指針等を十分理解していないと作成が難しい社内規則の策定まで、トータルで貸金業者登録申請手続をサポートしますので、ぜひご利用ください。また、支援制度の利用を通じて、協会の業務内容や利便性等についても理解を深めていただき、協会への加入をお願いいたします。

1. 対象

登録更新申請予定の協会未加入の貸金業者の方
新規登録を行う業者の方

2. 支援内容

- ①登録申請書の手続き支援
- ②社内規則策定の相談支援

3. 支援申込方法

同封の支援依頼書(「支援依頼書」)に必要事項を記入のうえ送付ください。
支援依頼書が届き次第、ご担当者までご連絡いたします。

※本支援制度を利用して新規登録や更新登録が完了した場合、協会加入が条件となります。

《支援制度や協会加入に関する問合せ先》

業務企画部 会員加入促進登録課 (電話:03-5739-3012)

《支援依頼書の本部送付先》 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3階
日本貸金業協会 業務企画部 会員加入促進登録課

■お手続きは簡単！支援依頼書を送付ください。

(支援の流れ>

- (1) 支援依頼書に必要事項をご記入、ご捺印の上、
最寄りの支部又は協会本部(業務企画部 会員加入促進登録課宛)へ送付ください。
- (2) 支援依頼書の受付後、支援内容を確認の上、
速やかに電話・メールなどでご連絡いたします。

※支援の業務内容毎に支援担当の部署が丁寧に対応させていただきます。

- ①登録申請書の手続き支援 : 最寄りの支部
- ②社内規則策定の相談支援 : 会員業務部 自主規制企画課
- ③支援総合窓口・協会加入手続窓口 : 業務企画部 会員加入促進登録課

- (3) どこに聞いたらよいかわからないときは、上記③の会員加入促進登録課までお問合せ下さい。

加入前の支援について費用はかかりません。
協会加入後は、加入金と会費がかかります。
(協会員はADR負担金が免除になります)

詳しくは協会ホームページにある右の「入会案内」・「支援制度」のボタンをクリックしてご覧ください。【ホームページアドレス ; <http://www.j-fsa.or.jp/> 】

日本貸金業協会
入会案内

協会未加入の方に
支援制度のご案内

日本貸金業協会 御中

支 援 依 頼 書

＜貸金業者登録申請に関する支援のお願い＞

(申出者) 商号又は名称

代表者名

印

当社(私)は、貸金業者登録を(新規・更新)申請するにあたり、以下の内容について支援をいただきたくお願い申し上げます。

1. 支援依頼内容 (支援の必要な項目に○印をつけて下さい。)

① 社内規則作成の相談・支援(規程記載例の提供)	
② 登録申請書類の作成に関する支援	

2. 申出者等の内容

商号または名称		法人・個人	
代表者氏名		役員数	名
本店住所			
貸金業者登録番号	() 第	号 ※登録済み業者のみ記載	
業態(いずれかの番号に○印)	1. 消費者向け()、2. 事業者向け()		
資本金	万円 (個人は0と記載)	貸付金残高	万円 (残高なしのときは0と記載)
店舗数	有人 店	無人 店	貸金関係 従業者数 名 (代表者・役員含めず)

3. ご連絡担当窓口

担当者氏名			部署名	
			役職名	
電話番号	() -	FAX番号	() -	
メールアドレス	@			
書類等送付先 <small>本店住所と異なる場合のみ記載</small>	〒 -			
指定信用情報機関へ (加入・加入予定)	1. 日本信用情報機構 2. CIC 3. 加入予定なし(理由;)			
反社データベース整備方針 (加入・加入予定)	1. 日本信用情報機構 2. CIC 3. 暴追センター 4. その他の方法()			

※提供する規程記載例はデータ量が多くなりますので、メールでの送付を原則とさせていただきます。つきましては、**担当者の方のメールアドレスを必ずご記入ください**ますようお願いいたします。

【支援にあたっての同意事項】

1. 当社(私)が提供する会社情報及び個人情報について、貴協会が上記の支援や協会内事務連絡、貸金業に関する統計整備等のための調査を行う目的の範囲内で適正に利用することに同意します。
2. 貴協会から提供された規程記載例等の資料については、漏えい、滅失又は毀損の防止につとめ、利用保管します。
3. 規程記載例等の漏えい等のときは、貴協会に届出をするとともに当社(私)の責任で対処します。
4. 支援が不要となった場合、規程記載例等の資料を全て貴協会に返却いたします。
5. 本支援依頼を利用し、新規又は更新の登録申請をされた場合、協会宛に登録申請日の連絡ならびに登録申請書の写し(添付書類不要)を提出いたします。
6. 本支援依頼を利用した場合、貸金業者登録完了後に協会へ加入いたします。
加入手続きについては、登録完了月に加入申請書の提出を行います。

◆提出先(都道府県の最寄りの支部、または本部 業務企画部 会員加入促進登録課へ原本を送付ください)

本部 業務企画部 会員加入促進登録課 ☎ 03-5739-3012
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3階

《協会使用欄》



貸付契約事前説明書 (例) (2019.12.05)

前記の「貸付契約」に係る「貸付契約」

貸付条件表

借入金額: ¥1,000,000

① 返済方法	元金均等返済
② 貸付利率	年率10%
③ 返済日	毎月10日
④ 返済回数	12回
⑤ 返済開始日	借付後1ヶ月
⑥ 返済終了日	借付後12ヶ月
⑦ 借付期間	12ヶ月
⑧ 借付利率	年率10%
⑨ 返済方法	元金均等返済
⑩ 借付期間	12ヶ月

借入計画書 (事業資金の場合) (例)

名称	借入金額	返済開始日	返済終了日	借入利率
個人用	500,000	2019年10月	2020年9月	年率10%
事業用	500,000	2019年10月	2020年9月	年率10%

貸付条件表

項目	内容
借入金額	¥1,000,000
借付期間	12ヶ月
借付利率	年率10%
返済方法	元金均等返済
返済回数	12回
返済日	毎月10日
返済開始日	借付後1ヶ月
返済終了日	借付後12ヶ月
借付期間	12ヶ月
借付利率	年率10%
返済方法	元金均等返済
借付期間	12ヶ月

業務用書式の提供・販売

借用証書その他の契約書等
交渉記録・貸付条件表等
個人事業者向け3計画書など

貸付条件表

項目	内容
借入金額	¥1,000,000
借付期間	12ヶ月
借付利率	年率10%
返済方法	元金均等返済
返済回数	12回
返済日	毎月10日
返済開始日	借付後1ヶ月
返済終了日	借付後12ヶ月
借付期間	12ヶ月
借付利率	年率10%
返済方法	元金均等返済
借付期間	12ヶ月

(2019.12.05)

行政協力事務

申請書・届出書等の様式提供
 入力フォームの提供
 作成手引き等の提供
 受付事務かかる実務相談など

出前講座の開催

実務支援の研修実施
 業務レベルに対応した研修等

1. 消費者教育の推進に関する法律（推進法）平成24年12月施行

目的：「消費者力」向上のため、金銭管理や金融トラブルに関する教育機会の充実や行政と教育機関との連携促進を図る。

法の施行と共に、全国の各教育関係機関及び自治体にて消費者教育の取組が始まりました。そこで、協会では、相談現場の方々との連携強化と金銭教育の推進を図るため、出前講座の積極的な実施や講師の育成及び教材の開発などを行います。

- 主な活動：① 協会の法令遵守体制整備支援 ② 協会活動の理解促進
 ③ 諸団体との連携強化 ④ 多重債務防止活動
 ⑤ 消費者教育推進とヤミ金融及び金融トラブル防止活動等

2. 消費者教育の推進 ～出前講座（講師派遣）について～

- ① 相談員向け講座：「カウンセリング的手法等の研修」「生活困窮者支援相談の研修」「生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント」等
- ② 消費者向け講座：「ライフスタイル・お金ってな～に？」「ローンとクレジット」「金融知識の向上及び金銭管理（家計管理）について」「金融トラブル被害の事例紹介及び金融トラブル被害防止」等

3. 幅広いニーズに対応するための金銭教育プログラムの作成と出前講座（講師派遣）の実施

- ① 消費生活センターや社会福祉協議会などで主催する「相談員向け研修」への講師派遣
- ② 中・高・専門・大学・成人・高齢者等への「金銭管理等に関する出前講座」の実施
- ③ 協会会社への「カウンセリング的相談の研修」「監査に関する研修」等への講師派遣
- ④ その他、消費者教育の担い手育成実践講座の実施

1 個別研修の実施

集合研修の補完的役割を果たすものとして、インターネットを活用した協会オリジナルの学習支援プログラム(JFSA-Learning)による個別研修を実施しています。

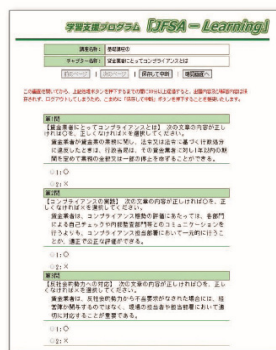
貸金業法等に関する知識の習得及び従業員の業務レベル向上のためのツールとして、協会が必要と認めた協会員に対して無償で提供しています。

(1) 受講対象者

新規加入協会員、法令等違反届出状況や監査結果等から指導が必要と判断された協会員、受講者数の上限等一定の要件をクリアした受講希望のある協会員

(2) 講座内容等

貸金業関係法令等について、実務の基礎的な内容を解説する「学習テキスト」と、学習の理解度を測定する「理解度テスト・解説」により構成され、法令・諸規則等の改正に応じて適時内容の改訂を実施しています。



学習支援プログラム

インターネット使用
 貸金業法等の知識習得
 役員・従業員等の業務レベルの向上
 学習テキストも合わせて提供